

定 款

一般社団法人縁のわ

令和元年5月20日 作 成

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人縁のわと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目 的)

第3条 当法人は、障害児・者、発達に偏りのある子供の「小さなできること」を増やし、社会との接点を創出するネットワークを構築することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害児・発達障害児を育てる親の育児や就学、病院や療育機関探しの悩みに関する相談事業
- (2) 障害児のニーズに合わせた作業療法、構音療法を行うための療育事業
- (3) 障害児・発達障害児及びその家族を対象とした研修・ワークショップ事業
- (4) 学習支援事業
- (5) 子供食堂事業
- (6) 障害者雇用・就労に関するコンサルティング事業
- (7) 就労サポート事業
- (8) 障害者就労施設や、支援を必要とする国や地域への支援を目的とした生産地・生産者支援事業
- (9) 医療施設、介護施設、障害者施設等で利用する施設向け商品の仕入れ、製造、販売業務
- (10) 出版事業
- (11) 講演事業
- (12) 障害者サポート支援事業
- (13) 通信販売業務
- (14) 有料職業紹介業
- (15) 労働者派遣業
- (16) 広告宣伝並びに各種イベントの企画、開催及び運営
- (17) その他当法人の目的を達成するため必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の様式による入社申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対してその予告をするものとする。

(除 名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第12条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付帯明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集手続の省略)

第17条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の数)

第23条 当法人の役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第24条 当法人の理事及び監事を選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は本定款で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第31条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限定)

第32条 当法人は、一般法人法第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般法人法の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第47条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都台東区三筋二丁目15番20

伊 藤 悦 男

東京都台東区三筋二丁目15番20

伊 藤 玲 子

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	代 田 貴 信
設立時理事	吉 田 彩衣子
設立時理事	原 田 世梨奈
設立時理事	永 沼 久美子
設立時理事	伊 藤 悦 男
設立時理事	伊 藤 玲 子
設立時代表理事	代 田 貴 信
設立時監事	井 関 悦 子

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年4月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第52条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人縁のわを設立のため、設立時社員伊藤悦男外1名の定款作成代理人であるSSJ司法書士法人(代表社員城谷浩)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和元年5月20日

設立時社員	東京都台東区三筋二丁目15番20
	伊 藤 悦 男
設立時社員	東京都台東区三筋二丁目15番20
	伊 藤 玲 子

上記設立時社員2名の定款作成代理人
東京都渋谷区恵比寿一丁目13番6号
SSJ司法書士法人
代表社員 城 谷 浩